



都市計画に関する基本的な方針

# みどり市都市計画マスタープラン

【ダイジェスト版】

平成22年3月

**みどり市**

## まちづくりの理念と将来像

### まちづくりの理念

『豊かな自然と多様な特性を生かし、人々が心豊かに生活できるまちづくりの実現』

将来像 『輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市』

みどり市総合計画の  
「将来のまちの姿」  
の実現

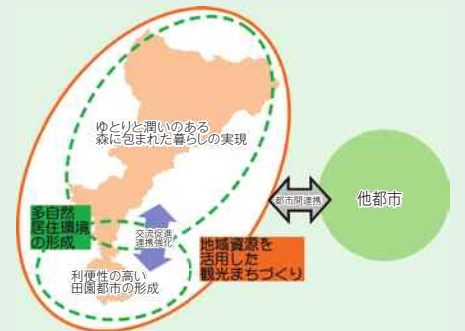
## まちづくりの基本目標

- ①みどり市としての一体のまちづくり
- ②人々が輝きながら暮らせるまちづくり
- ③輝くみどりと市街地が共生するまちづくり
- ④多くの人々が集まり活力のあるまちづくり

## まちづくりのイメージ

### “多自然居住環境の形成”と“観光まちづくり”

地域の特性を生かした“多自然居住環境の形成”と“観光まちづくり”を進め、その上で他都市との連携を強化することによって、日常の買い物、観光、居住などを目的とした他都市からの人の流れを誘引し、自立性を高めたみどり市としての発展を促進します。



## 将来フレーム

平成 42 年：想定人口 50,000 人 / 想定世帯数 20,000 世帯

## 将来都市構造

本市の地形や現在の市街地の形成状況などを踏まえつつ、少子高齢化や環境問題などにも配慮しながら、市街地が無秩序に拡大することなく、豊かな自然環境と共生し、子どもから高齢者まですべての市民が日常生活の利便性を享受できる集約型の都市構造の実現を目指します。

### 地区拠点

地域住民の生活と地域の発展を支える中心として、商業、行政サービスをはじめとする多様な都市機能の充実を図ります。

### 観光・レクリエーション拠点

自然資源や歴史資源を守りながら、交流人口の増加にも配慮し観光やレクリエーションの場として適正かつ積極的に活用します。

### 中心都市軸

太田藪塚インターチェンジアクセス道路や国道122号など、この軸に沿った道路を骨格として道路網整備や市街地形成、さらには、わたらせ渓谷鐵道を活用した連携強化などにより、その機能強化を図ります。

### 広域交流都市軸

国道50号沿道の機能充実と、国道50号バイパス（前橋笠懸道路）の整備促進などにより機能強化を図ります。

### 自然環境ゾーン

人々の観光やレクリエーションの場としても適正に活用しながら、森林や農地などの優良な自然環境を将来にわたって積極的に保全します。

### 市街地・農地共生ゾーン

優良な営農環境などを保全するとともに、農地などの周辺環境との共生に配慮しながら、市街地としての計画的な土地利用を図ります。

### 国道・主要地方道





全体構想とは、まちづくりの基本方針を踏まえ、市全体のまちづくりの方向性を示すものです。  
本計画では、全体構想を政策テーマ別構想と分野別構想に分けて策定しています。

## 政策テーマ別構想

みどり市が発展していくために、みどり市総合計画に基づく各分野の施策との連携を十分に図りながら、市民との協働のもと積極的に取り組むまちづくりに関して、都市計画の基本的な考え方を示すものです。

- ①新市の一体的都市構造の形成方針
- ②貴重な自然環境の保全・活用方針
- ③効率的な集約型土地利用の形成方針
- ④安全・安心・快適なまちの整備方針
  - 人にやさしいまちづくりの方針
  - 安全なまちづくりの方針
  - 快適な都市環境の形成方針
- ⑤活力あふれるまちの整備方針

## 分野別構想

まちづくりの基本方針と政策テーマ別構想を受けて、都市計画の分野ごとに基本的な考え方を示すものです。

- ①土地利用の方針
- ②交通体系の整備方針
- ③公園・緑地の整備方針
- ④河川・下水道等の整備方針



■土地利用方針図



■道路・交通体系整備方針図





地域別構想とは、右図の10の地域ごとのまちづくりの基本的な考え方となる将来像とまちづくりの方針を示すものです。各地域のまちづくりの方針については、全体構想の方針を基本として、地域ごとの実状に合わせて細かく設定しています。

このダイジェスト版では、各地域の将来像とまちづくり方針図、そして主なまちづくりの方針を示しています。

### ④ 西鹿田地域

**○将来像**  
自然環境と調和したやすらぎのまち

農業集落に適した居住環境の整備を推進し、緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。

太田藪塚インターチェンジアクセス道路の早期事業化を目指します。

企業誘致にあわせて、周辺の環境と共生できる工業系土地利用の誘導を図ります。

田園共生ゾーンは、優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

■地域別まちづくり方針図の凡例及び方位(共通)

住居系市街地ゾーン(農業集落を含む)	広域幹線道路
一般市街地ゾーン	主要幹線道路
沿道市街地ゾーン	補助幹線道路
商業系市街地ゾーン	その他の道路
工業系ゾーン	
田園共生ゾーン	☆ 新たな公園の配置イメージ
自然環境保全ゾーン	公共下水道の整備
沿道型土地利用促進ゾーン	地域界
工業系土地利用誘導ゾーン	水面
	鉄道・駅

**⑤ 赤城駅南部地域**

**○将来像**  
利便性の高い活力あふれるまち

居住環境の保全、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。特に、赤城駅南部の地域では、交通利便性に富む特性を生かした拠点性の高い土地利用を誘導します。

本市の活力を生み出す地域として、商業・業務系施設の立地誘導を図ります。

☆公園の配置  
既存の広場等の活用も図りながら、大規模公園も含めた4箇所の整備・拡充を目指します。

**③ 鹿地域**

**○将来像**  
緑豊かな生活文化と利便性に富むまち

商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。

太田藪塚インターチェンジアクセス道路の早期事業化を目指します。

道路整備に併せて、特性を生かした有効な土地利用を促進します。

☆公園の配置  
既存の広場等の活用も図りながら、3箇所の整備・拡充を目指します。

探業環境の維持・向上とともに、周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。また、新たな工業用地を適正に確保するものとします。

**① 阿左美地域**

**○将来像**  
豊かな緑と歴史に彩られたにぎわいのまち

活力を生み出す中心的な地域として、商業・業務系施設の立地誘導を図ります。

琴平山及び稲荷山周辺では、観光や地域振興に資する施設の整備・充実に推進します。

☆公園の配置  
既存の広場等の活用も図りながら、4箇所の整備・拡充を目指します。

笠懸桐生大橋幹線の早期整備、及びその周辺における交通対策に努めます。

**② 久宮地域**

**○将来像**  
田園環境と調和した活力あるまち

居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。

☆公園の配置  
既存の広場等の活用も図りながら、1箇所の整備・拡充を目指します。

笠懸西部幹線及び笠懸桐生大橋幹線の整備を促進し、その周辺における交通対策に努めます。

**⑨ 渡良瀬川北部地域**

**○将来像**  
自然と共生した交流しやすいまち

太田藪塚インターチェンジアクセス道路とともに、国道122号の機能を補完する新たな道路の整備について検討を進め、それぞれの役割分担などを明確にしながら事業化を目指します。

小平の里周辺では、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

**⑧ 桐原・瀬戸ヶ原地域**

**○将来像**  
歴史が息づく住みよいまち

優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

後背の居住環境や田園環境への影響にも配慮しながら、商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。

太田藪塚インターチェンジアクセス道路の早期事業化を目指します。

☆公園の配置  
既存の広場等の活用も図りながら、5箇所の整備を目指します。

**⑩ 東地域**

**○将来像**  
豊かな自然に包まれたふれあいのまち

富弘美術館周辺や袈裟丸山周辺は、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

花輪駅周辺は、日常的な買い物や行政サービスなどの機能を有し、地域住民の生活と地域の発展を支える中心地としての環境形成を図ります。

富弘美術館周辺や袈裟丸山周辺は、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

富弘美術館周辺や袈裟丸山周辺は、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

富弘美術館周辺や袈裟丸山周辺は、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

**⑦ 高津戸地域**

**○将来像**  
美しい自然に育まれたやすらぎと交流のまち

自然に親しむことのできる空間形成に努め、ながめ余興場などとともに、本市の観光・レクリエーションの拠点としての機能の充実に努めます。

後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。

生活基盤の整備・拡充を図り、田園環境との共生を前提としながら、緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。



## 1. 基本的な考え方

本マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。

市民の皆さんが積極的にまちづくりに参加し、地域に愛着と誇りが持てるまちづくりを進めるため、今後は、市民の皆さんと行政の協働により、本マスタープランで掲げた将来像の実現に向けて個別計画等を立案・具現化し、事業等の推進を図ります。

また、まちづくりの背景となる社会経済情勢の変化などに応じて、本マスタープランを適宜見直し、効率的・効果的なまちづくりの推進に努めます。

## 2. 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

本来、まちづくりの主役はそこに暮らし、働く市民の皆さんです。したがって、ボランティア団体やNPOなども含めた市民の皆さんの理解と協力のもと、本マスタープランに位置づけた将来像を共有し、その実現に向けたまちづくりを市民の皆さんとの協働により推進していくことを目指します。

## 3. 本マスタープランに基づく事業の推進等

本マスタープランにおいて位置づけられた各種事業や施策については、より詳細な個別計画等を策定し、それらの具体化を通じてまちづくりの推進を図ります。

その推進にあたっては、その緊急性や投資効果、更には市民の理解と協力等を勘案して優先順位を定め、計画的な執行に努めます。

また、国・県などの補助制度等を有効に活用するなど、効率的な財政計画のもとに効果的なまちづくりを推進します。

## 4. 本マスタープランの見直し

本マスタープランに基づいたまちづくりを推進し、『輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市』という将来像を実現するため、それぞれの方針が個別具体の事業にどう反映され、実現されるのかを点検し、上位計画である「みどり市総合計画」との連携を図り、効率的・効果的なまちづくりに繋がります。その上で、今後の社会経済情勢の変化や、これに伴う上位計画の改訂などに合わせ、必要に応じて見直しを行います。



### ● 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、土地利用や道路・公園・下水道等といった施設の整備、自然環境の保全や景観の形成など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画で、今後のまちづくりを進める上で指針となるものです。

### みどり市都市計画マスタープラン【ダイジェスト版】

平成22年3月

発行 みどり市

編集 みどり市都市建設部都市計画課

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511

電話：0277-76-1903(直通) FAX：0277-76-1951

電子メール：toshikeikaku@city.midori.gunma.jp